令和３年４月１日版

**宇多津町結婚新生活支援事業補助金**

**募集要項**

**受付期間　令和４年１月３１日（月） まで**

**提出・問合わせ先　宇多津町　まちづくり課**

**〒769-0292　宇多津町１８８１番地**

**電話番号　０８７７－４９－８００９**

**ＦＡＸ　０８７７－４９－０５１５**

**E-mail**[**machi@town.utazu.kagawa.jp**](mailto:machi@town.utazu.kagawa.jp)

**受付時間　平日午前８時３０分から午後５時１５分**

制度の目的

宇多津町結婚新生活支援事業補助制度は、地域における少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図ることを目的とし、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部を支援します。

【１】対象要件（下記すべてに該当すること）

・**令和３年１月１日以降に婚姻届けが受理された夫婦であること**

・夫婦いずれもが**婚姻日における年齢が３９歳以下**の夫婦であること

・申請した時点で最新の所得証明書をもとに、**夫婦の所得を合算した金額が４００万未満であること**

ただし、合計額が４００万円以上の場合でも、次に該当するときは所得の控除ができます。

夫婦に離職者がいる場合

夫婦の双方又は一方が離職し、この補助金の申請時点で無職の場合は、所得がないものとして扱います。申請時に離職票又はこれに代わるものの写しを添付してください。

夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合

夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計額から年間返済額を控除します。返済額を確認できる書類を添付してください。

　　・夫婦いずれもが町内に居住し、住民票を登録していること

　　・夫婦いずれもが町税に滞納がないこと

　　・公的制度（生活保護、住宅確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと

　　・夫婦いずれもが宇多津町東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金及び宇多津町新婚世帯家賃等補助金を受けていないこと

　　・夫婦いずれかが過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けていないこと

　　・暴力団員でないこと、また暴力団の利益にならないこと

1. 対象経費

令和３年１月１日から令和４年３月３１日までの以下の**住居費**と**引越費用**が対象です。

**住居費**

**（購入・新築の場合）**

**・婚姻に伴い取得した住宅の購入費、工事請負費**

※既存の住宅の改修・増改築費、土地の取得費、住宅ローンに係る費用は対象外

**（賃貸の場合）**

**・婚姻に伴い賃借した住宅の賃借料、礼金、仲介手数料、保証金に類する費用**

※敷金、共益費、駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などは対象外

　　　※社宅・社員寮・公的賃貸住宅や３親等以内の親族が所有する物件は対象外

**引越費用**

**・婚姻に伴い取得又は賃借した住宅や、夫又は妻が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った作業費や運送費**

※レンタカーを借りて自身で引越を行った場合や不要になった家財道具の処分に係る費用

は対象外

【３】補助金額

**・夫婦いずれもが婚姻時２９歳以下の世帯…上限６０万円**

**・夫婦いずれもが婚姻時３９歳以下の世帯…上限３０万円**

　　　※賃貸借に係る費用に対し勤務先からの住宅手当がある場合は、その額を対象経費から控除します。

　　　※住宅費と引越費用は併せて申請することができますが、その場合も上限額は変わりません。

　　　※算出した補助金の額に１千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

【４】申請手続きの手順

**全体のイメージ**

対象経費となる期間

Ｒ３年１月１日

Ｒ４年３月３１日

申請期間　Ｒ３年４月１日～Ｒ４年１月３１日

**申請から補助金交付までの流れ**

申請に必要な書類がそろった状態でまちづくり課まで直接ご提出ください。（３ページ「６.申請方法」参照）

補助金の交付申請

書類の審査後、郵送で交付決定通知書が発送されます。書類の不備が判明した場合は再提出や追加提出をお願いする場合があります。

補助金の交付決定通知

の発送

９月と３月に実績報告書と請求書類をお送りします。必要事項を記入し、提出書類がそろった状態でまちづくり課までご提出ください。（３ページ、４ページ「７.実績報告、補助金請求」参照）

１０月と４月に補助金が交付されます。

実績報告の書類審査後、交付確定通知書が郵送で発送されます。

補助金交付

交付確定通知

の発送

実績報告・補助金請求

【５】申請期間

令和３年４月１日から令和４年１月３１日まで

【６】申請方法

以下の提出書類を直接、まちづくり課窓口へ提出してください。

　　共通の提出書類

　　□ 宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）

　　□ 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書

　　□ 所得証明書（申請した時点で最新のもの）

□ 誓約書

□ アンケート

該当者のみ提出する添付書類

［夫婦に離職者がいる場合］

* 離職票等の写し（退職証明書などでも可）

［貸与型奨学金の返済を行っている場合］

□ 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

住宅を購入・新築した場合の添付書類

　　□ 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し

　　　（契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるもの）

　　住宅を賃借した場合の添付書類

　　□ 住宅賃貸借契約書の写し（契約者、家賃、家賃支払時期がわかるもの）

　　□ 住宅手当支給証明書（勤め先の会社等に記入してもらうもの。勤めていない人も提出）

　　引越をした場合の添付資料

* 引越業者又は運送業者への支払い内容が分かる書類

（支払者の氏名、金額、内容、引越をした日、支払先が記載されているもの）

【７】実績報告、補助金請求

　９月と３月に町から必要書類を送付しますので、指定する期限内に提出してください。

　　提出書類

□ 宇多津町結婚新生活支援事業補助金実績報告書（様式第６号）

□ 宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第８号）

□ 動画視聴確認書（動画視聴による講座受講を選択した場合）

［住宅を購入・新築した場合］

□ 領収書の写し（支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載があるもの）

［住宅を賃借した場合］

□ 初期費用の領収書（支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載があるもの）

□ 家賃支払い実績のコピー（対象期間の月の全て。領収書、クレジットカード支払明細書、

通帳の写しなど、家賃を支払ったと証明できるもの）

［引越しをした場合］

□ 引越費用の領収書の写し（支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載があるもの）

※申請時に領収書を提出した場合、実績報告時に添付する必要はありません。

・実績報告、補助金請求提出期間

　　１月～９月の対象経費分　　　　⇒９月３０日までに提出　⇒１０月補助金交付

　　１０月～翌年３月の対象経費分　⇒３月３１日までに提出　⇒４月補助金交付

　　※１０月から翌年１月までに申請された場合は４月のみの補助金交付となりますが、令和３年１月１日から令和４年３月３１日までの対象経費は全て対象になります。

　　※９月の実績報告時に補助額の上限に達する場合は、翌年３月の実績報告はありません。

※補助金の交付は口座振込とします。

【８】交付決定の失効

・補助金の交付決定後「対象要件」および「対象経費」の要件に該当しなくなったときは、補助金交付決定の効力を失います。

・夫婦の双方又は一方が本町に住民登録を有しなくなったときは、当該事由が生じた日が４月から９月であれば４月に、１０月から翌年３月であれば１０月に遡って補助金の交付決定の効力を失います

【９】変更申請

補助期間中、次のような場合は、すみやかに「宇多津町結婚新生活支援事業補助金変更申請書（様式第４号）」に、必要書類を添えて提出してください。

　　・夫婦が離婚したとき、またはいずれかが死亡したとき

　　・夫婦またはいずれかが転居したとき、または住民登録を他の自治体へ異動したとき

　　・売買契約書又は工事請負契約書の内容に変更が生じたとき

　　・家賃や住宅手当に変更が生じたとき

　　・勤務先に変更が生じたとき（就職、退職、転職など）

　　・改姓、改名したとき

　・生活保護による住宅扶助などの公的制度による家賃補助を受けたとき　など

◎注意事項

　　・提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承願います。

　　・本補助金の対象要件確認のため、申請に関し必要な情報を調査する場合があります。

　　・偽りなど不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

・この補助金は、原則として課税対象です。所得税の確定申告または町県民税の申告が必要に

なる場合があります。詳しくは、税務署にご確認の上、申告してください。